

戸籍証明書等郵送請求書

(請求先)

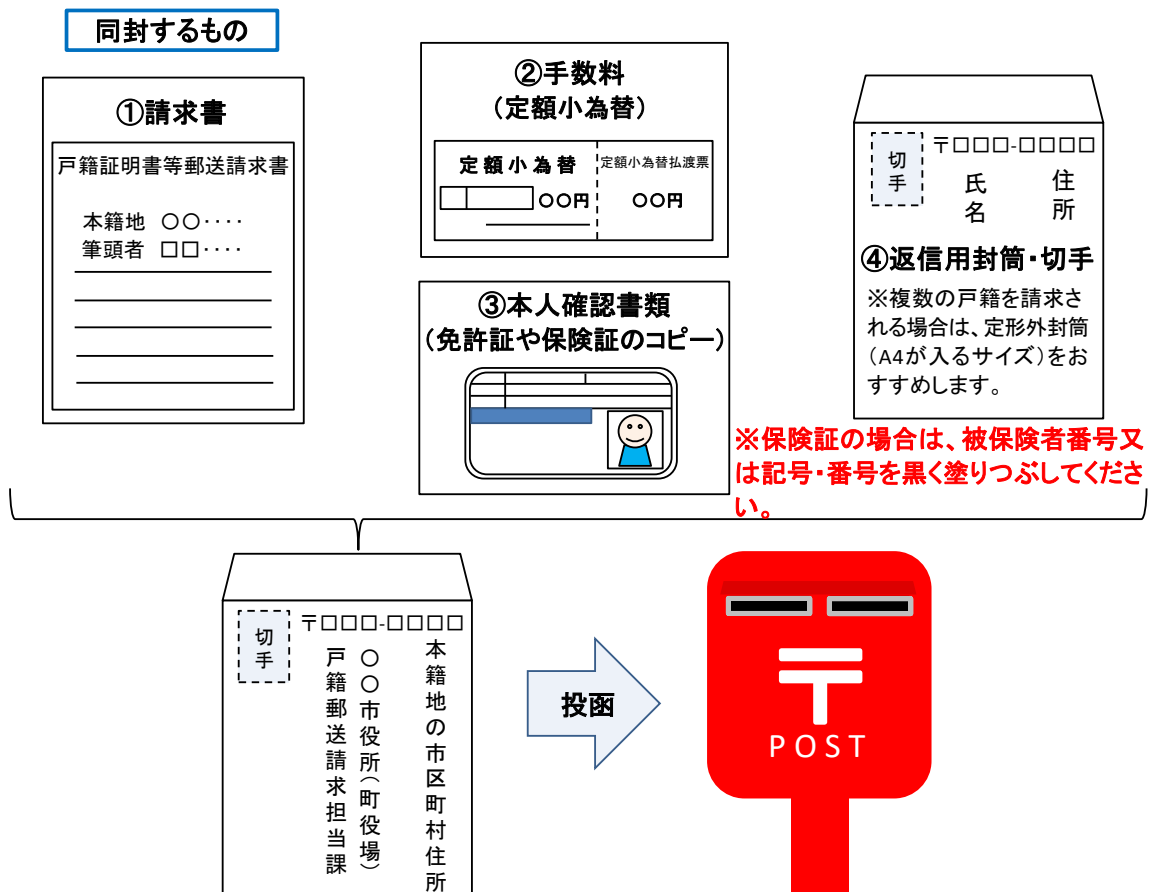
市区町村長様

令和 年 月 日

本籍			
筆頭者 <small>戸籍のはじめに書いてある人</small>	※亡くなられていても変わりません。 明・大・昭・平・令 年 月 日生		個人事項証明(抄本)・身分証明書・附票一部のときは、必要な人の名前を必ず記入してください。
番号(必要なもの)を○で囲んでください			◎必要な人の名前
1	戸籍全部事項証明(謄本)	450円	通
2	戸籍個人事項証明(抄本)	450円	通
3	改製原戸籍謄本・抄本	750円	通
4	除籍謄本・抄本	750円	通
5	戸籍の附票の写し(全員・一部) <small>※使用目的などの欄に必要な住所を記入</small>	200円	通
◎本籍・筆頭者氏名の記載 (必要・不要)			◎必要な人の名前 明・大・昭・平・令 年 月 日生
◎在外選挙登録地の記載 (必要・不要)※登録者のみ			
6	身分証明書・独身証明書 <small>※本人以外からの請求は委任状が必要</small>	200円	通
7	戸籍記載事項証明書	350円	通
※全部事項証明(謄本)とは、その戸籍の全部を、個人事項証明(抄本)とは、その戸籍の一部を印字又は写したものです。			相続の場合は必ず記入してください。
			()の死亡に伴う手続きで、
			□死亡した人の()歳から()歳
			までのものが、各()通必要
			□死亡した人の出生までさかのぼったものが、
			各()通必要
			□()と()の関係が
			わかるものが()通必要
最近2週間以内に戸籍届をした方は、記入してください。			
令和 年 月 日に()届を()市区町村に提出			
使用目的など <small>※具体的に記入してください。</small>	※戸籍附票→ 年 月～ 年 月又はどこ()～どこ()の住所記載		
請求者	住所	昼間連絡のつく電話番号 () -	
氏名	筆頭者との続柄 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他()		
同封するもの	①この請求書	②手数料(定額小為替) <small>※市区町村で手数料が異なるため事前にお確かめください。</small>	③返信料(切手)
	④請求者の住所氏名を記入した返信用封筒(③の切手を貼ってください。)	⑤請求者の本人確認書類	有効な運転免許証・個人番号カード・保険証・身障者手帳等のコピーを同封してください。

- ・上記①+②+③+④+⑤を同封の上、郵送してください。
 - ・15歳未満の未成年からの請求は受付出来ません。(法定代理人(親権者等)から請求してください。)
 - ・代理人請求の場合は、前記①～⑤のほかに委任状が必要です。
 - ・請求内容及び同封物に不備があると証明書を返信できないことがあります。
 - ・手数料は、郵便局の定額小為替(無記名)をお願いします。(※切手は不可)
 - ・相続の場合や戸籍の附票の写し請求の場合は、証明書が何種類にもわたることがありますので、手数料(定額小為替)や返信料(切手)は余分に同封してください。(手数料等が余れば定額小為替又は切手でお返しします。)
 - ・除籍、改製原戸籍を請求される場合、参考となる資料があればコピーを添付してください。
 - ・お急ぎの場合は速達、重要書類の場合は簡易書留等の郵送方法をおすすめします。
 - ・平成23年7月30日に戸籍を改製しています。改製日以前に死亡や婚姻等で消除された方の氏名は、現在のコンピュータ化の戸籍には記載されませんので、改製原戸籍も追加で申請していただいた方が良いでしょう。
- ※請求された証明書は、請求者の住民登録地に返信します。勤務先には返信しませんので注意してください。

- 本籍地は山口県阿武郡阿武町～になっていますか。(奈古町・奈古村・福賀村・宇田郷村含む)
(旧阿武郡は、上記以外山口市・萩市に合併しています。わからない場合はお問い合わせください。)
- 請求される方と筆頭者との続柄は、直系親族(本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母等)の方ですか。
代理人の方の場合は、委任状は入れましたか。
(続柄が阿武町で確認出来ない場合は、続柄のわかる戸籍等のコピーが必要です。親の婚姻前の戸籍等を請求される場合等は注意してください。)
- 15歳未満の方の請求は、法定代理人(親権者等)からの請求になっていますか。
- 筆頭者は書かれましたか。(一般的に婚姻前は父又は母、婚姻後は夫又は妻になります。)
(筆頭者は亡くなられても変わりません。)
- 必要とする戸籍等の番号に○を付け、通数は記入しましたか。(※相続の場合は右側に記入してください)
- 附票の記載内容(本籍・筆頭者氏名、在外選挙登録地)の確認はしましたか。(令和4年1月10日以前に除籍になった方の分は対象外です。)
- 昼間連絡の取れる電話番号は記入しましたか。
(請求内容について問い合わせをすることがあります。必ず記入してください。)
- 手数料(定額小為替)は必要な金額分入れましたか。
(定額小為替は郵便局で購入できます。相続等の場合は余分に入れてください。)
- 住所氏名を記入した返信用封筒は入れましたか。切手は貼りましたか。
(返信先は住所登録地(住民票のあるところ)になります。勤務先には送れません。)
- 本人確認書類(有効な個人番号カード、運転免許証、保険証、身障者手帳等)のコピーは入れましたか。
(住所変更が裏面に記載されている場合は、両面コピーをしてください。旅券(パスポート)は不可です。)



阿武町役場請求先一覧

名称	郵便番号	住所	電話番号
戸籍税務課戸籍住民係	759-3622	山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地	08388-2-0500
福賀支所	758-0611	山口県阿武郡阿武町大字福田下1365番地	08388-5-0211
宇田郷支所	759-3501	山口県阿武郡阿武町大字宇田2224番地	08388-4-0211